

仕 様 書

本見積依頼に係る業務名等および仕様書は、次のとおりとする。

業務番号	令和8年度(建委)第6号
業務名	多賀町橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託
業務場所	多賀町全域
履行期間	着手 契約締結日の翌日から 完了 令和9年3月30日

第1章 総則

第1条 (適用)

本仕様書は、多賀町(以下「発注者」という。)が発注する「多賀町橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託」(以下「本業務」という。)について適用する。

第2条 (目的)

発注者が管理する橋梁の内、指定した橋梁を対象に従前からの後発的修繕等から、計画的修繕および計画的架け替えの方針を定める「多賀町橋梁長寿命化修繕計画」(以下「既計画」という。)を既に策定しているところであるが、この既計画に対し、令和6年度以降に実施した点検データを用い、既計画の検証および再考を本業務の目的とする。

なお、本業務においては、最新の関係法令等および滋賀県が発出する最新の仕様書等に準じるほか、最新の知見を加えた分析をおこなうとともに、掛かる費用の縮減を最大に熟慮し、信頼性の高い「みちづくり」に資する計画とすること。

第3条 (関係法令等)

準じる関係法令等および仕様書等は、次のとおりとする。

なお、本業務の履行期間において、関係法令等の内容に変更が生じたときは、その内容を反映すること。

(1) 法令等

- ・ 測量法および施行令施行規則
- ・ 道路法および道路法施行規則
- ・ 道路構造令
- ・ 長寿命化修繕計画策定事業費補助制度について(国道国防第40号 国道地環第6号)
- ・ 著作権法
- ・ 個人情報保護法

(2) 滋賀県

- ・測量業務共通仕様書
- ・滋賀県公共測量作業規定および同運用基準
- ・地質・土質調査業務共通仕様書
- ・土木設計業務等共通仕様書
- ・滋賀県橋梁簡易点検道路橋に関する基礎データ収集要領(案)
- ・滋賀県橋梁簡易点検(案)
- ・橋梁修繕マニュアル(滋賀県土木交通部道路課)

(3) その他

- ・道路橋示方書・同解説
- ・道路橋の健全度に関する基礎知識調査に関する研究
ー道路橋に関する基礎データ収集要領(案)ー(国土交通省 国土技術政策総合研究所)
- ・道路メンテナンス事業補助制度要綱(最新版)
- ・道路施設の集約・撤去ガイドライン(最新版)
- ・道路橋マネジメントの手引き(財海洋架橋・橋梁調査会)
- ・国および県が定める本業務に関連する関係法令および通達ならびに指針等

(4) 多賀町

- ・多賀町建設工事執行規則
- ・多賀町財務規則
- ・多賀町個人情報保護条例

第4条(業務の着手)

業務着手については、監督職員と事前協議のうえ着手すること。

第5条(業務計画等)

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、「工程表」「着手届」「主任技術者および現場代理人」「照査技術者届」および選任する者の経歴書のほか、発注者が指示する関係書類を監督職員に提出すること。

第6条(技術者要件)

主任技術者および照査技術者は、下記に定めるいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 技術士(「総合技術管理部門」または「建設部門」とし、選択科目は「鋼構造およびコンクリート」に限る。)
- (2) R C C M (鋼構造およびコンクリート)

第7条(業務カルテ作成、登録)

受注者は、測量調査設計委託業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に提出するとともにセンター発行の「業務確認カルテ受領書」の写しを監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

(2)完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。

(3)業務履行中に受注時登録データの内容に変更が生じた場合は、変更があった日から閉庁日を除き10日以内に変更データを提出しなければならない。ただし、変更時と完成時との間が閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第8条（身分証明）

受注者は、予め身分証明書交付願を監督職員に提出し、身分証明書の交付を受けること。

第9条（土地への立入り等）

受注者は、交付を受けた身分証明書を常に携行し、屋外での作業時に関係人から請求あるときは、交付を受けた身分証明書を提示し、親切かつ丁寧に應對し、無益な摩擦や紛争を生じさせないように努めること。

2. 受注者が国有地および公有地ならびに私有地に立入る場合のほか、電気や水道水等を使用する場合は、必ず事前に所有者の承諾を得ること。

なお、費用が生じるときには、受注者において代価を支払うこと。

3. 受注者が河川区域に立入って作業を行う場合は、予め受注者において関係機関の承諾を得ること。

4. 作業に伴い通行禁止、または制限を必要とする場合には、予め受注者において所轄警察署の許可を得ること。

第10条（屋外での作業時間および作業時間の変更）

屋外での作業時間は、各日、8時30分から17時00分までとする。

なお、屋外での作業時間を変更するときには、当該自治会と監督職員の承諾を得た後に作業をおこなうこと。

第11条（成果品の帰属等）

本業務に係る成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表および貸与ならびに使用してはならない。

なお、成果品の納入後に誤りが発覚したときには、受注者の責任において速やかに是正、または補足をおこなうこととし、係る費用はすべて発注者の負担とする。

第12条（多賀町の発注する建設工事等における暴力団等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」について）

受注者は、暴力団等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他、多賀町発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに所管警察署に通報をおこなうとともに、捜査に必要な協力をおこなうこと。

なお、受注者は通報をおこなうと同時に監督職員への報告をおこなうこと。

第2章 業務内容

第13条（業務内容）

本業務における業務内容は、次のとおりとする。

- （1）業務概要
- （2）打合せ協議
- （3）業務履行計画書の作成
- （4）資料の収集および整理
- （5）橋梁長寿命化修繕計画策定等
- （6）成果品の取りまとめ
- （7）成果品の提出

第14条（業務概要）

受注者は、業務の目的および主旨を理解したうえで、各仕様書に示す業務内容を確認し、技術的方針を定め、履行すること。

第15条（打合せ協議）

本業務における打合せ協議は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-------|----|------------|-----------|
| （1）当初 | 1回 | 契約締結後、速やかに | 業務全般 |
| （2）中間 | 2回 | 協議のうえ定める | 履行報告および協議 |
| （3）完了 | 1回 | 成果品提出前 | 成果品精査 |

第16条（業務履行計画書の作成）

受注者は、業務履行計画書を立案し、書面をもって監督職員に提出すること。

第17条（資料の収集および整理）

受注者は、本業務の履行にあたり必要とする既存資料の収集および整理をおこなうこと。

第18条（橋梁長寿命化修繕計画策定等）

受注者は、橋梁点検調査結果報告(令和6・7年度)における橋梁診断書のほか、すべての橋梁に対し次の項目を検討し、多賀町橋梁長寿命化修繕計画を策定すること。

作業内容	作業詳細
(1) 橋梁損傷の診断・分析	①劣化状況等およびその原因の検討
同上	②劣化予測
(2) 対策案選定	③劣化原因および劣化予測に応じた対策工法の検討
同上	④個々の橋梁における最適補修時期および補修工事費の算定
(3) 修繕計画の取りまとめ	⑤対象橋梁全体の補修計画策定

①劣化状況およびその原因の検討

- ・ 橋梁点検調査結果報告を整理し、劣化状況および損傷度ならびに判断区を把握し、その劣化原因を正しく推定する。

②劣化予測

- ・現地踏査や既存の資料等から、個々の橋梁の劣化について劣化予測の手法を検討し、橋梁の各部材の劣化予測をおこなう。
- ・劣化予測は、既計画で実施した分析結果に加え、橋梁点検調査結果報告(令和6・7年度)を用いて見直しをおこなう。
- ・見直しにあたり、既計画で想定した劣化予測手法を変更する必要があるときは、発注者と受注者双方(以下「双方」という。)にて協議のうえ決定する。

③劣化原因および劣化予測に応じた対策工法の検討

- ・劣化原因および劣化予測に基づき、個々の橋梁の劣化状況に応じた適切な対策工法を選定する。

④個々の橋梁における最適補修時期および補修工事費の算定

- ・前号に係る補修工事を実施すべき時期および補修工事費を仮設費等も含めて算出する。

⑤対象橋梁全体の補修計画策定

- ・前号においては、監督職員が指示する予算規模に応じた適切、且つ全体橋梁補修事業費が最少となる計画を策定する。

第19条(成果品のとりまとめ)

受注者は、検討委員会での検証および承諾を得た後、次の内容を示す報告書を作成すること。

- (1)多賀町橋梁長寿命化修繕計画の概要
- (2)対象橋梁
- (3)修繕の効果
- (4)橋梁位置図

2. 受注者は、「長寿命化修繕計画策定事業補助制度要綱」第4条第2項に基づく近畿地方整備局長への提出用として、次の内容を具体的に示す資料を作成すること。

- (1)長寿命化修繕計画の背景・目的
- (2)長寿命化修繕計画の対象橋梁
- (3)健全度の把握および日常的な維持管理に関する基本的な方針
- (4)対象橋梁の長寿命化および修繕・掛替えに掛かる費用の縮減に関する基本的な方針
- (5)対象橋梁ごとの修繕内容・時期または架替え時期
- (6)長寿命化修繕計画による効果
- (7)計画策定担当部署および意見聴取した学識経験者等の専門知識を有する者

第20条(成果品の提出)

本業務における成果品は、次のとおりとする。なお、媒体については、電子データ(CD-R)を

- | | |
|---------------------------|----|
| (1)多賀町橋梁長寿命化修繕計画報告書(印刷製本) | 3部 |
| (2)国土交通省提出用計画書 | 1式 |
| (3)協議記録書 | 1式 |
| (4)上記電子媒体(DVDまたはCD-R) | 1式 |

(5)その他、監督職員が必要と認めた資料(電子データ含む) 1式

第21条(疑義の解決)

本仕様書の各項目についての疑義または定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

特記仕様書

第1条(履行期限)

本業務の履行期間は、令和9年3月30日までとし、次年度への繰越はおこなわない。

第2条(人員の配置)

前条により、必要な人員を配置すること。

第3条(資料等の貸与および返却)

本業務の履行にあたり、発注者から貸与する資料は、次のとおりする。

- ・ 橋梁点検調査結果報告(令和6・7年度)における橋梁診断書
 - ・ 既に策定する多賀町橋梁長寿命化修繕計画書
2. 別途、必要とする資料については、発注者と受注者(以下「双方」という。)が協議のうえ、発注者が必要と判断するときのみ貸与する。
3. 貸与にあたって、受注者は必ず借用書を監督職員に提出すること。
4. 受注者は、貸与する資料の重要性を認識し、機密保持に努めるとともに、資料等の棄損および滅失ならびに盗難等の事故がないように細心の注意を払い、且つ本業務の完了後、速やかに返却すること。

第4条(対象橋梁)

本業務における対象橋梁は、次のとおりとする。

総数 151橋

2. 橋梁の諸元および橋梁の状態は、多賀町から長寿郎／BGのデータベース形式の基礎データを提供する。「JIPテクノサイエンス株式会社製の橋梁維持管理システム」

第5条(位置図)

多賀町橋梁長寿命化修繕計画の円滑な策定および日常業務における効率的な作業や管理を目的に、現況地形図や橋梁位置図については地理情報システムを用いること。

第6条(踏査確認)

各年度の点検調査結果のばらつきを防ぐことを目的に、必要に応じて対象橋梁の踏査確認をおこなうこと。

2. 踏査確認の結果については、双方協議のうえ、適正な判断をおこなうものとする。

第7条(解析プログラム)

本業務に係るデータ解析プログラムは、他の自治体で採用された実績のあるものを使用する

こと。

2. 受注者は、予め発注者実績を示し、承認を得ること。

なお、解析に利用する補修事業費の計算方法および材料費ならびに機械損料等に係る詳細は、双方協議のうえ、決定するものとする。

第8条（疑義の解決）

本仕様書の各項目についての疑義または定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

第9条（追加発注）

下記業務については、追加発注を予定しています。

作業項目	主任技師(人)	技師A(人)	技師B(人)	技師C(人)	技術員(人)	金額計(円)
検討委員会での検証及び承諾	1.0	1.7	3.5	3.1	3.0	
一般公開用データ作成	0.3	0.3	0.7	1.3	1.5	
学識経験者への謝礼						52,720

○（業務内容）

（1）検討委員会の設置および検証等

○（検討委員会の設置および検証等）

受注者は、本業務の履行にあたり、学識経験者を含む検討委員会を設置し、多賀町橋梁長寿命化修繕計画に対し検証を受け、且つ承認を得ること。

○（橋梁長寿命化修繕計画策定等）

(1) 修繕計画の取りまとめ	①検討委員会での検証および承諾
同上	②一般公開用データ作成

①検討委員会での検証および承諾

- ・多賀町橋梁長寿命化修繕計画策定に係る方針および補修計画に対し、検討委員会を少なくとも2回以上開催する。
- ・検討委員会の開催調整および運営をおこなう。
- ・検討委員会開催に伴う必要な資料の作成および計画説明のほか、意見集約および議事録作成をおこなう。
- ・検証においては、発注者の基本的な方針を基に、概ね下記の例による意見聴取をおこなう。

橋梁点検結果の分析および分類の考え方

劣化予測の考え方

必要予算のシミュレーション条件の設定の考え方

コスト縮減効果の考え方

対策優先順位選定の考え方

②一般公開用データ作成

- ・一般に周知をおこなうことを目的に、本業務の概要および目的ならびに業務内容等を取りまとめ、発注者のホームページに掲載するためのデータ(コンテンツ)を作成する。

- ・データの形式は、PDFを標準とするが、協議により変更できるものとする。記載内容については、発注者のホームページ運用担当職員と協議のうえ決定する。

- ・公開する資料については、広く地域住民に理解できるように専門用語を避け、平易に理解できる表現を用いることとする。

○（成果品の提出）

（１）一般公開用データ

１式

○（検討委員会）

検討委員会の構成にあたっては、他の自治体の事例等を参考に発注者と協議のうえ選任すること。

２．委員の謝礼については、追加業務の委託料に含むものとする。